

命名規約

- ・ウィーン規約までの正式名称は国際植物命名規約 (International Code of Botanical Nomenclature; ICBN)、メルボルン規約からは国際藻類・菌類・植物命名規約 (International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants; ICN)
- ・[International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants - Wikipedia](#)

国際藻類・菌類・植物命名規約（メルボルン規約）Melbourne Code

- ・[International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants \(Melbourne Code\)](#)
- ・2012 年出版（一部は 2012 年 1 月 1 日から発効）
- ・[ニュースレター](#) 43 号 pp.12-17 に、「第 18 回国際植物学会議（メルボルン）で変更された発表の要件：電子発表の意味するところ（Changes to publication requirements made at the XVIII International Botanical Congress in Melbourne: what does e-publication mean for you. Knapp & al. Taxon 60: 1498–1501 (2011)」の紹介と日本語訳」が掲載されています。
 - ・原文 (Knapp & al. 2011) は[こちら](#)で読むことができます。
- ・『[国際藻類・菌類・植物命名規約（メルボルン規約）2012 日本語版](#)』（日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会・翻訳）が（株）北隆館から出版されました。

国際植物命名規約（ウィーン規約）2006

- ・[Vienna Code \(2006\)](#)
- ・[国際植物命名規約（ウィーン規約）2006「日本語版」の販売について](#)

国際植物命名規約（セントルイス規約）2000

- ・[St. Louis Code \(2000\)](#)

国際植物命名規約（東京規約）1994

- ・[Tokyo Code \(1994\)](#)